

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、即席めん類等の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「即席めん類等」とは、次に定める「即席めん類」及び「生タイプ即席めん」をいう。</p> <p>(1) 即席めん類</p> <p>ア 小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに水、食塩又はかんすいその他めんの弾力性、粘性等を高めるものを加えて製めんしたもの(かんすいを用いて製めんしたもの以外のものにあつては、成分でん粉がアルファ化されているものに限る。)のうち、調味料を添付したもの又は調味料で味付けしたものであつて、簡単な調理操作により食用に供するもの(次号に規定する生タイプ即席めん及びチルド温度帯で保存するものを除く。)</p> <p>イ アにかやくを添付したもの</p> <p>(2) 生タイプ即席めん</p> <p>小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに水、食塩又はかんすいその他めんの弾力性、粘性等を高めるものを加えて練り合わせたものを製めんした後、蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理したものを、加熱殺菌したもののうち、調味料を添付したものであつて、簡単な調理操作により食用に供するもの。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、即席めん類等を製造して販売する事業者、輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定するものであつて、即席めん類等の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるものをいう。</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、即席めん類等の容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれ施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p> <p>(5) 保存方法</p> <p>(6) 調理方法</p> <p>(7) 使用上の注意</p> <p>(8) 原産国名</p> <p>(9) 事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(10) 栄養成分</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 即席めん類等の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、即席めん類等の製造を他の製造業者に委託して自己の商標又は名称を表示して販売する事業者をいう。</p> <p>2 規約第2条第3項に規定する「施行規則に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、カタログ、POP その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(必要表示事項の表示基準)</p> <p>第2条 規約第3条に規定する必要表示事項は、次に掲げる基準により表示する。</p> <p>(1) 名称</p> <p>即席めん類については、別表に定める基準に従い「即席中華めん」、「即席和風めん」、「即席欧風めん」又は「即席カップめん」と、生タイプ即席めんについては「生タイプ即席めん」と表示する。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>使用した原材料を食品添加物以外の原材料及び食品添加物の順に次に定めるところにより表示する。</p> <p>ア 即席めん類</p> <p>食品添加物以外の原材料は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <p>(ア) めんにあつては、「めん」(味付けしたもので油処理により乾燥しないものにあつては「味付けめん」、油揚げめんにあつては「油揚げめん」、味</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>付け油揚げめんにあつては「味付け油揚げめん」の文字の次に括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「植物たん白」、「卵粉」、「食塩」、「植物油脂」、「ラード」等とその最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>(イ) 調味料及びかやくにあつては、「鶏肉エキス」、「しょうゆ」、「食塩」、「糖類」、「植物油脂」、「トマトケチャップ」、「牛肉」、「えび」、「卵」、「植物たん白」、「のり」、「ねぎ」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>イ 生タイプ即席めん 食品添加物以外の原材料は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <p>(ア) めんにあつては、「めん」の文字の次に括弧を付して、製品に占める重量の割合の多いものから順に、「小麦粉」、「そば粉」、「植物たん白」、「卵」、「食塩」等と表示する。</p> <p>(イ) 添付調味料及びかやくにあつては、「もち」、「めんつゆ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>ウ 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 21 条第 1 項第 1 号ホ及び第 2 号、第 11 項並びに第 12 項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物にあつては、同条第 1 項第 1 号ホ括弧書きの規定にかかわらず、他の添加物と同様に表示する。</p> <p>(3) 内容量 ア 即席めん類 内容重量（調味料、かやく又はやくみを添付してあるものにあつては、内容重量及びめんの重量）をグラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>イ 生タイプ即席めん 内容重量及びめんの重量をグラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>(4) 賞味期限 次に定めるところにより表示する。この場合、賞味期限とは、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持しうると認められる期限をいう。</p> <p>ア 次の例のいずれかにより表示する。 (ア) 平成 11 年 1 月 (イ) 1999. 1</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次の例のいずれかにより表示することができる。 (ア) 平成 11 年 1 月 1 日 (イ) 11. 1. 1 (ウ) 1999. 1. 1 (エ) 99. 1. 1</p> <p>(5) 保存方法 ア 即席めん類 「直射日光を避け、常温で保存すること」等と表示する。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>イ 生タイプ即席めん 製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「冷蔵及び冷凍を避けて保存すること」等と表示する。ただし、常温で保存するものに</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>あつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>(6) 使用上の注意</p> <p>ア 容器を加熱するものについては、「調理中及び調理直後は、容器に直接手を触れないこと」等と表示する。</p> <p>イ 容器を加熱しないもの（ただし、袋入りめん（軟包装の袋に入った即席めん類であつて、鍋などに移し替えた上加熱して調理するもの）は除く。）については、「やけどに注意」等と表示する。</p> <p>(7) 栄養成分</p> <p>ア 1食分当たりの熱量及び栄養成分量を、熱量、たんぱく質、脂質、糖質（又は炭水化物）及びナトリウムの順に表示することとし、これら以外の栄養成分を表示する場合は、ナトリウムの次に表示する。この場合、熱量はエネルギーと表示することができる。</p> <p>イ ナトリウムの含有量を表示する場合は、めん、かやく等製品全てに含まれる含有量を表示するとともに、汁ものにあつては、その内訳として、調理後のめん、かやく及びやくみにおける含有量と調味料における含有量を区分して表示することとする。この表示にあつては、めん、かやく及びやくみについては「めん、かやく」等、調味料については「スープ」等と表示することができる。</p> <p>区分別のナトリウム含有量の表示にあつては、容器又は包装に記載されている調理方法に基づき調理し、調理終了直後に日本工業規格 Z8801(1987)に規定する 2000 マイクロメートルの網ふるいのふるい目で分別し、ふるい下の液のナトリウム含有量を調味料における含有量とし、めん、かやく及びやくみにおけるナトリウム含有量は、当該製品のナトリウムの総含有量から前記調理後の調味料のナトリウムの含有量を減じた値とする。</p> <p>（注）汁ものとは調理後の液汁とめんの重量比が 1 以上のものをいう。</p> <p>2 規約第 3 条に規定する必要表示事項（ただし、同条第 10 号に規定する栄養成分を除く。）は、次の基準に基づき別記様式 1 により一括して表示する。</p> <p>(1) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>(2) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z8305(1962)（以下「JISZ8305」という。）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積が 150 平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305 に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>(3) 「賞味期限」、「調理方法」又は「使用上の注意」を別記様式に従い表示することが困難な場合には、同様式の「賞味期限」、「調理方法」又は「使用上の注意」の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。この場合において、「賞味期限」を他の箇所に表示するときは、「保存方法」についても、同様式の「保存方法」の欄に表示箇所を表示すれば、「賞味期限」の表示箇所に近接して表示することができる。「使用上の注意」を他の箇所に表示するときは、表示に用いる文字は JISZ8305 に規定する 10 ポイントの活字以上の大きさの活字とする。ただし、表示可能面積が 150 平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305 に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。</p>

公正競争規約

公正競争規約施行規則

(特定事項の表示基準)

第4条 事業者は、即席めん類等について、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 特定の原材料を商品名として表示する等当該原材料を使用している旨を強調して表示する場合は、次によることとする。

ア そば、卵、山芋その他施行規則で定める原材料を強調して表示する場合は、それぞれ施行規則に定めるところによる。

ただし、即席めん類等の商品名に「焼きそば」又はこれに類似する名称を使用する場合はこの限りでない。

イ アに規定する原材料以外の原材料について強調して表示する場合は、具体的根拠に基づいて表示することとする。

(2) 商品名に特定の地域名を表示する等特定の地域名、地域的特徴を意味する事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによることとし、その具体的な根拠を併せて表示することとする。

(3) 特定の栄養成分について、含有量が多いこと又は少ないこと、他の食品と比べて含有量が多いこと又は少ないこと等と栄養成分の含有量について強調して表示する場合は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく栄養表示基準により表示することとする。

(4) 即席めん類等のかやくのうち特定のものを強調して表示する場合は、施行規則に定めるところによる。

(5) 調理済みの状態を示す写真等の絵表示をする場合は、実際の内容物と同一のものを使用したものとする。ただし、袋入りめん（軟包装の袋に入った即席めん類であって、鍋等に移し替えた上加熱して調理するもの）については、施行規則に定めるところによる。

(6) 即席めん類等のめんの量が多い旨を強調して表示する場合は、施行規則に定めるところによる。

(7) 賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けたものと同一の商品について表示することとし、賞にあっては、受賞の年、受賞者の氏名又は名称、受賞した品評会等の名称を、推奨にあっては、推奨を受けた年、推奨者の氏名又は名称等を表示することとする。

(4) 輸入品以外のものにあつては、別記様式中「原産国名」を省略する。

(5) 「事業者の氏名又は名称及び住所」には、表示を行う事業者が製造業者である場合にあつては「製造者」、販売業者である場合にあつては「販売者」と表示し、氏名又は名称及び住所を表示する。

ただし、輸入品にあつては、これにかかわらず、「輸入者」と表示し、氏名又は名称及び住所を表示する。

(6) 別記様式1は、縦書きとすることができる。

3 規約第3条第10号に規定する栄養成分については、次の基準に基づき別記様式2により表示する。

(1) 表示に用いる文字及び枠の色は背景の色と対照的な色とする。

(2) 表示に用いる文字は JISZ8305 に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積が150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305 に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。

(3) 別記様式2は、縦書きとすることができる。

(特定事項の表示基準)

第3条 規約第4条第1号アに規定する特定の原材料を使用している旨を強調して表示する場合は、次に掲げる当該原材料の性状ごとに定めた使用原料粉の重量に対する配合割合を満たすこととする。

原材料名	性状	使用原料粉の重量に対する配合割合
そば	そば粉	30パーセント以上
卵	生卵	5パーセント以上
	全卵粉	1パーセント以上
山芋	生芋	5パーセント以上
	粉末山芋	1パーセント以上

2 規約第4条第2号に規定する地域名、地域的特徴を意味する事項を表示する場合は、当該地域で広く認知されている調理品に使用するめん、スープ、具材等の特徴が再現されているか、又は当該地域に産する原材料、食材等が主たる原材料として使用されていなければならないものとする。

3 規約第4条第4号に規定する特定のかやくを使用している旨を強調して表示する場合は、次に掲げる即席めん類等の区分ごとに定めた当該かやく及び当該かやくを含むすべてのかやくのめんの重量に対する配合割合をそれぞれ満たすこととする。

区分	めんの重量に対するかやくすべての配合割合	めんの重量に対する強調表示に係るかやくの配合割合
即席めん類	汁もの	6パーセント以上
	汁もの以外のもの	4パーセント以上
生タイプ即席めん	汁もの	5パーセント以上
	汁もの以外のもの	2.5パーセント以上

(注) めんの重量に対する配合割合の測定方法は、「即席めん類の日本農林規格（昭和47年8月25日農林水産省告示第1571号）」及び「生タイプ即席めん類の日本農林規格（平成9年3月31日農林水産省告示第...）」

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>る。</p> <p>(その他の表示事項等)</p> <p>第5条 日本即席食品工業公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、第3条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、即席めん類等の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 客観的な根拠に基づかない「ナチュラル」、「天然」、「自然」、「生」、「フレッシュ」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示</p> <p>(2) 客観的な根拠に基づかない「最高級」、「最優良」、「スペシャル」、「特選」、「高級」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示</p> <p>(3) 客観的な根拠に基づかない「手打風」、「熟成」等製造方法の優良性を意味する表示</p> <p>(4) 即席めん類の日本農林規格(昭和47年8月25日農林省告示第1571号)で格付けされたもの以外の即席めん類に「上級」、「標準」及びこれらと誤認されるおそれがある等級を意味する表示</p> <p>(5) 客観的な根拠に基づかない「老舗」、「元祖」、「本場」、「代表」、「最古」等伝統性、歴史性を意味する表示</p> <p>(6) 原材料の産地又は当該商品の原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 健康、美容に効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 即席めん類等の商品名、商標、意匠その他の事項について、自己と競争関係にある他の事業者の製造又は販売に係るものと同様又は著しく類似した表示</p> <p>(9) 賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示</p>	<p>478号)」に定めるところによる。</p> <p>4 規約第4条第5号に規定する袋入りめんについて調理済みの状態を示す写真等の絵表示をする場合には、実際の内容物と同一のものを使用した上、更に他の食素材を使用した状態を表示することができる。ただし、この場合は次の基準のすべてを満たさなければならない。</p> <p>(1) 「調理例」、「調理参考例」等(以下、単に「調理例」という。)の用語を絵表示中又は絵表示に近接した見やすい場所に表示すること。</p> <p>(2) 「調理例」等の文字の大きさは、JISZ8305に規定する10ポイントの活字以上の大きさの見やすい活字とすること。</p> <p>(3) 「調理例」等の文字の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(4) 「調理方法」を表示する箇所に調理例に使用した調理材料等の使用を勧める旨の説明を付記すること。</p> <p>5 規約第4条第6号に規定する即席めん類等のめん量が多い旨を強調して表示する場合は、次の基準のすべてを満たすことにより表示することができる。</p> <p>(1) 比較対照する即席めん類等(以下「比較対照品」という。)より30パーセント以上増量したものであること。</p> <p>(2) 比較対照品は、自社等における標準的なものとし、「当社比」等と明りょうに表示すること。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第4条 規約第6条に掲げる不当表示に該当する表示内容等を例示すると次のとおりである。</p> <p>(1) 「ナチュラル」、「天然」、「自然」等の表示については、天然の原材料を使用したことが具体的に立証できない場合は、規約第6条第1号に規定する不当表示該当するものとする。</p> <p>(2) めんについての「生」、「フレッシュ」等の表示については、めんが熱風乾燥等したものであって、「風味」、「感覚」等の注釈的用語を付記した場合に限り、当該表示を行うことができることとする。</p> <p>(3) 「手打風」、「熟成」等の表示については、その特徴を示す製造過程を経たことが具体的に立証できない場合は、規約第6条第3号に規定する不当表示に該当するものとする。</p> <p>(4) 次に掲げる賞は、規約第6条第9号に規定する「賞を受けた事実がない」ものとして取り扱う。</p> <p>ア 申請者が全員入賞するような場合の最低の賞</p> <p>イ 自己が設定した賞</p> <p>ウ その他これらに類似する賞</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(10) 内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を超えて著しく過大な容器包装を用いること</p> <p>(11) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗し又はこれらの信用をき損するような表示</p> <p>(12) 即席めん類等でないものを即席めん類等であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。</p> <p>2 公正取引協議会に参加する事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施する旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前条第2項</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則										
<p>の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、これに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第 2 項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>（施行規則の制定）</p> <p>第11条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の変更は、平成 1 8 年 1 月 4 日から施行する。</p>	<p>（細則等の制定）</p> <p>第 5 条 公正取引協議会は、規約及び施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会に届け出るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。 ただし、第 2 条第 1 項第 4 号及び変更前の同条第 2 項第 3 号に掲げる規定に係る表示については、平成 17 年 7 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 この施行規則の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>別表</p> <p>即席めん類の名称</p> <table border="1" data-bbox="810 1272 1442 1899"> <thead> <tr> <th>品 目 名</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>即席中華めん</td> <td>即席めん類のうち、小麦粉又はこれに植物性たん白若しくは卵粉等を加えたものを原料とし、かんすいを用いてつくられたものをいう。</td> </tr> <tr> <td>即席和風めん</td> <td>即席めん類のうち、小麦粉（デュラムセモリナの占める重量の割合が 30 パーセント未満のものに限る。この欄において同じ。）若しくは小麦粉及びそば粉又はこれらに山芋の粉、植物性たん白若しくは卵粉等を加えたものを原料としてつくられたものをいう。</td> </tr> <tr> <td>即席欧風めん</td> <td>即席めん類のうち、小麦粉（デュラムセモリナの占める重量の割合が 30 パーセント以上のものに限る。）又はこれに卵粉等を加えたものを原料としてつくられたものをいう。</td> </tr> <tr> <td>即席カップめん</td> <td>即席めん類のうち、食器として使用できる容器にめんを入れ、かやくを添付したものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	品 目 名	定 義	即席中華めん	即席めん類のうち、小麦粉又はこれに植物性たん白若しくは卵粉等を加えたものを原料とし、かんすいを用いてつくられたものをいう。	即席和風めん	即席めん類のうち、小麦粉（デュラムセモリナの占める重量の割合が 30 パーセント未満のものに限る。この欄において同じ。）若しくは小麦粉及びそば粉又はこれらに山芋の粉、植物性たん白若しくは卵粉等を加えたものを原料としてつくられたものをいう。	即席欧風めん	即席めん類のうち、小麦粉（デュラムセモリナの占める重量の割合が 30 パーセント以上のものに限る。）又はこれに卵粉等を加えたものを原料としてつくられたものをいう。	即席カップめん	即席めん類のうち、食器として使用できる容器にめんを入れ、かやくを添付したものをいう。
品 目 名	定 義										
即席中華めん	即席めん類のうち、小麦粉又はこれに植物性たん白若しくは卵粉等を加えたものを原料とし、かんすいを用いてつくられたものをいう。										
即席和風めん	即席めん類のうち、小麦粉（デュラムセモリナの占める重量の割合が 30 パーセント未満のものに限る。この欄において同じ。）若しくは小麦粉及びそば粉又はこれらに山芋の粉、植物性たん白若しくは卵粉等を加えたものを原料としてつくられたものをいう。										
即席欧風めん	即席めん類のうち、小麦粉（デュラムセモリナの占める重量の割合が 30 パーセント以上のものに限る。）又はこれに卵粉等を加えたものを原料としてつくられたものをいう。										
即席カップめん	即席めん類のうち、食器として使用できる容器にめんを入れ、かやくを添付したものをいう。										

公正競争規約	公正競争規約施行規則																	
	<p>別記様式1（第2条第2項関係）</p> <table border="1" data-bbox="810 277 1444 577"> <tr><td>名称</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>内容量</td></tr> <tr><td>賞味期限</td></tr> <tr><td>保存方法</td></tr> <tr><td>調理方法</td></tr> <tr><td>使用上の注意</td></tr> <tr><td>原産国名</td></tr> <tr><td>事業者の氏名又は名称及び住所</td></tr> </table> <p>別記様式2（第2条第3項関係）</p> <table border="1" data-bbox="810 642 1444 907"> <tr><td>熱量（エネルギー）</td></tr> <tr><td>たんぱく質</td></tr> <tr><td>脂質</td></tr> <tr><td>糖質（炭水化物）</td></tr> <tr><td>ナトリウム</td></tr> <tr><td>（めん、かやく）</td></tr> <tr><td>（スープ）</td></tr> <tr><td>（その他の栄養成分）</td></tr> </table>	名称	原材料名	内容量	賞味期限	保存方法	調理方法	使用上の注意	原産国名	事業者の氏名又は名称及び住所	熱量（エネルギー）	たんぱく質	脂質	糖質（炭水化物）	ナトリウム	（めん、かやく）	（スープ）	（その他の栄養成分）
名称																		
原材料名																		
内容量																		
賞味期限																		
保存方法																		
調理方法																		
使用上の注意																		
原産国名																		
事業者の氏名又は名称及び住所																		
熱量（エネルギー）																		
たんぱく質																		
脂質																		
糖質（炭水化物）																		
ナトリウム																		
（めん、かやく）																		
（スープ）																		
（その他の栄養成分）																		